

船橋市ひとり暮らし高齢者軽度生活援助員 派遣の登録について(ご案内)

この事業は、有償ボランティアである援助員がご自宅に訪問し、簡単な日常生活上の家事のお手伝いを行うものです。

【利用できる人】

65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯の方
(40～64歳で要支援1～要介護5の認定を受けている方も対象となります)

【派遣利用料】

1時間400円 (ただし、市民税非課税世帯・生活保護世帯は無料です)

【派遣利用日・利用時間帯】

月曜日から金曜日 午前9時～午後5時(祝日・休日および年末年始は除きます)

【利用回数】

原則、週1回1時間まで

【援助内容】

居室等の清掃、買い物、洗濯、食事の準備・簡単な調理
有価物(新聞・雑誌)の搬出、手紙の代筆・投函 など

※身体介護、医療関連行為、金銭管理、高所作業、専門的な知識や技術を要する作業などは対象外です
お住まいの地域の援助員の登録状況や希望する援助内容等によって、派遣登録から援助開始までに時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【申請方法】

船橋市ひとり暮らし高齢者軽度生活援助員派遣登録申請書および事前調査票をご記入のうえ、
下記窓口まで提出してください。

なお、転入等により税額が確認できないときは、前住所地の非課税証明書の提出をお願いする場合があります。

・高齢者福祉課(船橋市役所)・出張所、連絡所
・船橋駅前総合窓口センター(Faceビル5階12番窓口)
また、高齢者福祉課への郵送でも申請可能です。



※オンライン申請をご希望の場合は、
右記の二次元コード、または市ホームページよりご申請ください。

申請後、市より可否決定通知書が送付されます。利用登録された方につきましては通知書送付後に
公益財団法人船橋市福祉サービス公社(047-420-7331)より事前調査のご連絡をいたします。

【問合せ先・書類送付先】

〒273-8501 船橋市湊町2-10-25
船橋市役所 高齢者福祉課 TEL:047-436-2352